

文献資料  
紹介  
〈第6回〉

# 屋久島規模帳

山本 秀雄

## 屋久島規模帳について

江戸時代の屋久島は島津藩の直轄地であったために、島を管理する役人は島津の藩庁から派遣され、又支配の基準となる掟も奉行所で用意されていた。今回はその掟書「屋久島規模帳」を取り上げるが、元本は今日まで所在が確認出来ないの、ここには、昭和八年農林省編纂の『日本林制史資料・鹿児島藩』によって紹介



屋久島規模帳

させて戴くが、残念なことには「日本林政史資料・鹿児島藩」掲載の「規模帳」には、(中略)として削除した箇所が十一もあって、その全文を知ることが出来ないことである。

「規模帳」の作成されたのは享保十三年(一七二八)であるが、その二年前屋久島は検地と人別改の調査が行われ、「規模帳」の成る前年には貢租賦課の対象となるもの全と、屋久杉など林産物の年貢現物納に大事な人口調査の二つ「御検地竿次帳」「御検地名寄帳」を作成していることなどから考え合わせて、この「規模帳」は屋久島管理上の、絶対権威をもつものではなかったか、その内容がよくそれを物語っている。

書出しは

一、屋久島の儀は遠島、殊に渡海も不自由にて御当地より委細の差引成り難く候に付き、先年島押(抑代官)の人を立て移し置かれ候、処、子年(一七〇八)より屋久島奉行老人老年代り在島仰せつけられ候、条、万端入念に之を相勤るべく、勿論了間に及ばざる儀は差図を得べき事。

にははじまり内容は林業用木・船舶・海運・漁業・役人・流人・宗門改のことなど七十七項目からなっており、江戸中期当時の島民の生活様式を窺うことの出来る得がたい史料であろう。屋久島の実情に即し、永年の支配経験を基調にしていることから、地元で作成さ

れたものか、反面島民の庄政にもつながる条令でもある。その点内容全項目とも重要なものであるが、私が興味深く思う事項をあげると

- 一、他国へ不出物（即ち御禁制の品々）
- 一、他国商売津口銀定（屋久島より商売出来る産物とその税金）
- 一、山役銀釜役銀定（下役人諸職の給金Ⅱ現物支給高）
- 一、諸細工人賃定（家大工・船大工・木挽・大鋸・砂官・桶結・石切・鍛冶等賃金）

### 十二月十五日

#### 〔享保十三年 屋久島手形所 規模帳〕

- 一 屋久嶋之儀遠嶋殊渡海も不自由にて、御当地より委細之差引難成候付、先年嶋押立人被移置候処、子年より屋久嶋奉行老入老年代在嶋被仰付候条、万端入念可相勤之、勿論不及了間儀は可得差図事、
- 一 一切支丹宗門并一向宗改之儀、従前々獨數御改被仰付儀候条、御条目之趣堅固相守可相改事、
- 一 異国船着岸之節申付様之儀、別紙条書之趣堅固相守之入念可致差引、尤口之永良部嶋之儀在番人有之事候得共是又可有差引事、
- 一 不依自他国之者欠落者令渡海隱居儀も可有之候間可入念事、
- 一 御用之儀付て御当地へ不致参上候て不叶節は可罷登候、尤紙面にて相達程之儀は以書付可申上事、
- 一 御進上可成広板并大船之楷木・帆柱・丸太用之杉・松・榿・黄楊・楠・楠、且又御用可相立松伐取之儀可為禁止事、
- 一 船改之儀一年巻度ツ、申付、焼印手札無之船は御物可召上候、右体之隱置船於有之は所横目・浜役人方より可申出候、若致用捨候

一、屋久島取納方平木代物定（平木に対して穀物や日用品等の物取引換の數価）

その他紙面の許す限り、原文のまま掲載させて戴きます。因みに農林省林政史料の編纂は大正十三年五月から昭和九年三月に至る十一ケ年間に行われたもので、明治維新以前の幕府や諸藩の林政の在り方を明かにするという目的にて、東大の国史学の黒板教授を中心に、全三十冊が印刷局の朝陽会から発行されたという。

- ハ、急度可及沙汰之旨堅可申付候事、
- 一 諸用木之苗木不伐取様行司・山頭へ堅可申渡候、并松はへの諸所は高札立置、野火不付様可申付之、若相背者於有之者相忘之科物可申付事、
- 一 嶋中之櫃之実上納之儀は桜嶋同前御買物可申付候、櫃苗植立之儀場所見量を以無油断可申付候、漸々櫃植置之候得は嶋中之者自分二も勝手能存候様可申付候事、
- 一 豆櫃実式斗五升入巻儀代銀巻匁五分、
- 一 房櫃実三拾四斤入巻儀同巻匁五分、
- 右之通御買入直成相定候事、
- 一 楮之儀御勝手能物之儀候条、地方能所見合漸々可植立事、
- 一 田畑塩風あたり候所へは見合を以、風除相成候様松可植立事、
- 一 琉球往還之船并何方より来着候船堅固改可申付候事、
- 一 御当地より差越候檢者・横目在々浦々相廻り諸事致見分、不締之儀於有之は無油断早速可申出旨時々可致差図候事、
- 一 近年山入仕人数多相成候故、本木費御米過分入増、且又取調候平木も不相払旁以御不勝手候、雖然嶋中之者別稼無之由候間、成程耕作方其外余事之稼仕候て渡世相統、山入之人数致減少候様可申付候、乍此上嶋中之人数多候て山入不仕候得は堪忍難成相究候ハ

ハ、御当地へ可召移候間其心得仕候様、連々嶋中之者共えも可申聞候事、

一流人差下候刻、士以下至迄其村之庄屋預り置、猥不致他行様堅固可申付候、勿論氣任者にて嶋中之妨可相成者ハ早速可申出之事、

一屋久嶋へ御当地町人為諸商売罷渡、直他国・上方へ商売可罷出と申出候者も可有之儀候、依之町人屋久嶋へ可罷渡時分八年行司書付、町奉行所裏書を以差渡直二上方諸方え遣候ても不苦者は右書付之内二其趣可相記候間、其旨二忘し手形可申付候、自然其様子

無之者は縦何方へ罷出度と申出候共手形申付間敷候、諸浦之儀も屋久嶋之罷渡候者、直二他国之遣候て不苦者ハ其旨可相記事、

一自・他国船諸手形銀并帆銀上納候時分、役人より船頭方へ受取可出候、左候て右請取送状同前津口改所へ差出、改逢候様時々船頭方へ可申付候、此旨諸所津々改所えも申渡置候間可有其心得事、

一鹿兒島諸士於屋久嶋用木調候刻は、御勝手方時々以證文可申渡之候、證文無之用木ハ縦器物持候品二ても手形出間敷候、尤御奉公付屋久嶋へ罷下詰中之仕道具調置候器物之類者通手形可申渡之事、

一庭木・草花・庭石之類、鹿兒島諸士并在嶋之諸奉公人用事二て候者通手形可申渡之、諸商売人用事は令禁止候事、

○中略

一他国船御用木之類、其外他国之不出品々、惣て手形迦密々召乗改出候ハ、其品召揚之、荷主え科錢壹貫文宛并船頭之儀不存候ても無念付て科錢貳貫文可申付之、尤船頭荷物二て候ハ、船頭之科錢

三貫文申付之、右之者共向後当国之不入來様申渡出船可申付之事、  
一他国之不出諸物御国船之船頭積入候ハ、船頭科錢貳貫文、水手ハ壹貫文可申付之事、

一他国之出候品二ても、手形迦之荷物積入候ハ、其品召上、船頭之科錢貳貫文、隱積之水主えは科錢壹貫文申付之出船可申付候、  
船頭荷物二て候は船頭へ科錢三貫文可申付事、

一此以前屋久嶋中之他国人入來候時分は、材木其外御法度之諸物他領え忍出し、嶋人之所行迄も万端緩せ成立之由其聞得候二付、天和三亥年屋久嶋中之他国人入來候儀召留置候、雖然先年旅人依訴訟出入令免許候間、嶋中締方之儀堅固二可申渡事、

一万運上銀附諸船帆銀定之儀、御船手并山奉行所規模帳書可遣置之旨申渡置之条、右両座之引合無親疎様可申付之候、乍然右之内屋久嶋之儀は別段被仰付置御勝手宜儀も可有之候間、規模見合何の障罷成間敷と見及候儀は其趣可申出候事、

一屋久嶋宮之浦之津口番所申付檢者・横目差越置候間、船改其外万端覚悟之儀は屋久嶋奉行之申談候上、締方宜様可申渡事、

一宮之浦之他国人問屋壺軒并御領内より相渡候船頭・水手賃取稼諸商売人之問屋壺軒定置之候間、自分之稼二致渡海候者共は、不依何人面々之問屋之相付候様可申付候、商売荷物口錢之儀は自・他国者共鹿兒島問屋並可申付事、

一他国船之儀は、往來共宮之浦一所より出入可申付候、御領内之船來帆之砌は、嶋中勝手能所之乗入、其所船改所之申断改證文取候て、早速宮之浦之差越問屋之相付、手形所之申出候様兼日可申付置候、出船之節ハ自・他国船共惣様宮之浦津口番所改二て可差通候、勿論御用木其外御荷物積船之儀は可為格別事、

一屋久嶋中之他国人入來儀候間、宮之浦・長田村・壺湊村・安坊村・栗生村右五ヶ所船改所之儀も諸事屋久嶋奉行之得差圖、万端入念可相勤之旨申渡候間、勤方心得之儀は屋久嶋奉行之申談無緩様可申渡事、

一他国船屋久嶋滞留中、他国出之外内場之往來無用可申付事、  
一百五拾石積より六拾石積迄之持船毎年相改、肩廻算法を以壺石付銀三厘四毛宛石錢と上納可申付事、

但、帆端之唱相改、帆壺端付三拾石積二積石之唱二船名相改候、

改候、

一御国高船不依大小船二他国出之節、肩廻積石壹石二付手形銀壹分五厘宛可申付事、

一旅船帰帆之節、不依大小船肩廻積石壹石付手形銀壹分ツ、可申付事、

一琉球下り之船、口永良部島ニてふて竹申受候節は、壹束二付、代銀貳分宛堅固相納候様可申付事、

一本琉球并大嶋・徳之嶋仕上を船積荷定置候焼印之通可申付候、足見相究候て以後密々荷物積入、御定之足より相過候故、少々之風波ニも致破損之由候条、向後者仕上船山川・坊津・屋久嶋ニて相改、御定之足より積過候分ハ御物ニ召上、船頭二者其料可申付候間、船頭方えも時々堅固可申渡事、

一琉球仕上を時分自然濡米有之候節は、何方ニても不依男女早速罷出干掬可申付候、尤御用木代米相応可相払事、

一嶋中諸浦へ寄船并寄荷物公儀御条目之通相守候様折々可申渡事、

一鯨糞其外伽羅・蠟・唐木之類御用ニ可成物寄来候ハ、取揚置申出候様可申渡之、見付主へは如先例三ヶ壹可被下事、

○中略

屋久嶋より種子嶋之持渡候用木代并手形銀定

一樽拾束二付

銀七匁七分

内七分八手形銀

一貳長底拾挺二付

同六匁六分

内六分八手形銀

一獅子料壹挺二付

同八匁六分

内七分八手札銀

一獅子料節有壹挺二付

銀七匁四分八厘

内六分八厘手形銀

一平木拾束

同六匁三分八厘

内五分八厘手形銀

一三尺樽壹ツ

同拾六匁貳分八厘

一三尺五寸樽壹ツ

同拾六匁四分八厘手形銀

他国へ不出物

一黄楊木

一檢

一栢

一杉

一棕栢之木并皮

一蘇鉄

一松節但、一かるひ船中明シ用

一槓肌但、拾把ハ船中ノミ相用

一楊梅皮

一桑之木

一檀之実

一三丹花

一美人草

一仏草花

一蘭

一毛りん花

一万植木ニ成草木品々

一つゝじ

一盆石

一鹿之皮并角

一馬之尾

他国商売津口銀定

一屋久嶋より可出商売物ハ改を以拾部壹津口銀可掛事、

一黄楊木千斤二付

津口銀四百四拾目

一楊梅皮千斤二付

津口銀七拾六匁

一松節千斤二付

同七匁四分

一小唐竹壹束二付

同貳分貳厘

一松春白壹挺

同五分五厘

一樽拾束

同五分五厘

一山餅式斗入樽壹挺

同壹匁貳分

一木之子壹石二付

但、樽之津口銀込

一木海月壹石二付

同七匁七分

一木海月壹石二付

同六匁五分

一鬱金百斤二付  
一ふのり百斤二付

同八匁  
同三匁七分九厘  
内式分九厘手形銀

長六尋三尺本四寸六部角  
長七尋三尺本四寸八部角  
長八尋四尺本七寸角  
長九尋三尺本九寸角

他九拾五匁  
地三拾七匁

但、他国商売出候時分、其年々商場次第津口銀可相究一手申付候節御礼銀相定、其上津口銀ふのり百斤二付銀式匁九分ツツ申付、手形銀八可相除也、

津口銀八匁

一式百拾石積帆柱  
一式百四拾石積帆柱  
一式百七拾石積帆柱

他式百貳拾五匁  
地八拾八匁

但、右同斷

外二津口銀八分

長拾壹尋三尺本壹尺角  
長拾貳尋三尺本壹尺角

他貳百九拾目  
地百拾三匁

右品々之内他国え不出品ニても、御勝手方證文を以可差通節は津口定之通可申付事、

琉球え持下候用木代銀并手形銀定

長拾叁尋三尺本壹尺角  
長拾肆尋三尺本壹尺四寸角

他三百六拾五匁  
地百四拾貳匁

一杉無節獅子料壹挺

銀八匁六分

長拾伍尋三尺本壹尺壹寸角

他四百三拾目  
地百六拾七匁

一右同節有壹挺

同七匁四分八厘

長拾陸尋三尺本壹尺壹寸角

他五百拾匁  
地百九拾八匁

一樽拾束

同七匁七分

長拾柒尋三尺本壹尺貳寸角

他五百九拾目  
地貳百三拾目

一貳尺五寸樽壹夕

銀八匁三分

長拾捌尋三尺本壹尺四寸角

他六百七拾目  
地貳百六拾壹匁

一批把甲拾挺

同七匁三分

長拾玖尋三尺本壹尺五寸角

他七百五拾目  
地貳百九拾貳匁

屋久嶋ニて帆柱直成付

長四尋

他国商売六匁四分  
地商売三匁五分

長拾五尋三尺本壹尺六寸角

他八百三拾目  
地三百貳拾三匁

一六拾石積帆柱

他拾貳匁九分  
地五匁

長拾六尋三尺本壹尺八寸角

他九百三拾目  
地三百六拾貳匁

長四尋四尺本三寸貳部角

一九拾石積帆柱

他拾六匁壹分  
地六匁三分

長拾七尋三尺本壹尺七寸角

他壹貫三拾目  
地四百壹匁

長五尋三尺本四寸貳部角

一百貳拾石積帆柱

他拾六匁壹分  
地六匁三分

長拾八尋三尺本壹尺八寸角

他壹貫百三拾目  
地四百四拾目

長六尋本四寸三部角

一百五拾石積帆柱

他三拾貳匁  
地拾貳匁四分

長拾九尋三尺本壹尺九寸角

長拾八尋本式尺壹寸角

一 六百石積帆柱

他壹貫貳百三十拾目  
地四百七拾八匁

一 六百三拾石積帆柱

他壹貫三百三十拾目  
地五百六拾七匁

一 六百六拾石積帆柱

他壹貫四百三十拾目  
地六百拾六匁

一 六百九拾石積帆柱

他壹貫五百三十拾目  
地七百拾壹匁

一 七百貳拾石積帆柱

他壹貫六百三十拾目  
地七百六拾貳匁

一 七百五拾石積帆柱

他壹貫七百三十拾目  
地八百拾三匁

右之通定置候事、

一 杉之帆柱壹本は定直成六割増

一 松帆柱は杉帆柱定直成を貳ツ半二割、其壹ツ分二五割増

一 帆桁八付直成五割増

○中略

屋久嶋之者売船山運上定事

但、他国之者御禁制ニて候、御免之時ハ運上銀可為格別候、

一 四百五拾石積壹艘

運上銀百五拾七匁五分

一 四百貳拾石積壹艘

同百四拾七匁

一 三百九拾石積壹艘

同百三拾六匁五分

一 三百六拾石積壹艘

同百貳拾六匁

一 三百三拾石積壹艘

同百拾五匁五分

一 三百石積 壹艘

同百五匁

一 貳百七拾石積壹艘

同九拾四匁五分

一 貳百四拾石積壹艘

同八拾四匁

一 貳百拾石積壹艘

同七拾三匁五分

一 百八拾石積壹艘

同六拾三匁

一 百五拾石積壹艘

同五拾貳匁五分

一 百貳拾石積壹艘

同四拾貳匁

一 九拾石積 壹艘

同三拾壹匁五分

一 六拾石積 壹艘

同貳拾壹匁

右嶋中之者持船御分國中売船之訴訟申出免許之節者、五年より内之船は山運上如定可申付、五年過売候船山運上可差免之、但、百八拾石積以上之船は、御船手之申出免許之上可売候、百五拾石積以下は屋久嶋ニて可相究事、

一 嶋中之者依訴訟九拾石積以下之売船作免許之節、山運上可為如右定事、

一 嶋中之者持船作立候刻者、大小共本木代山運上免許候、古船修甫用之材木并替道具等申請候節者、定之木代上納可申付事、

○中略

山役銀・釜役銀定

一 壹月壹人ニ付

山役銀貳分

一 壹月釜壹ツニ付

釜役銀貳匁

右屋久嶋之御領内より諸獵并商売差渡候者、滞留中如右之役銀可相納事、

但、越年之者は年々右役銀之外手形銀貳匁ツ、上納可申付也

一 諸役人詰中主従三人賦より五人賦迄は野菜薪入付可申付候事、  
(以下省略)

お願い

「屋久島規模帳」の元本を探しております。所在をご存知の方がおられましたら、お知らせ頂ければ、たいへんありがたく存じます。屋久島産業文化研究所あてご一報願えれば幸いです。